



2023. 7. 7

北九州市教職員組合にゅうす

**第1期教研集会、開催される！no.2**  
 ～知っているようで知らない私たちの「権利」と「給与」～

JTU ほっきゅう NO.6 からの続きです。

北九州市教組の顧問弁護士である安元隆治弁護士から「労基法の基本的なこと」と「給特法でしぼられること」などをお話していただきました。

**「教員よ、怒り狂え！②」** スペシャルアドバイザー安元隆治弁護士のお話  
**教員の場合は？**



【給特法】「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」

○その者の給料月額の百分の四に相当する額を基準として、教職調整額を支給する  
 代わりに教育職員については、時間外勤務手当及び休日勤務手当は、支給しない

○正規の勤務時間を超えて勤務させる場合は、政令で定める基準に従い条例で定める場合に限る

**正規の勤務時間を超えて勤務させる場合とは？**

- ★教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、次に掲げる業務に従事する場合であって 臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限る
  - 校外実習その他生徒の学習に関する業務
  - 修学旅行その他学校の行事に関する業務
  - 職員会議に関する業務
  - 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合

※その他やむを得ない場合に必要な業務

**ということは…「法律の建前は、教員について残業は原則なし！」**  
**だから…**みなさんが勤務時間外で行っている「授業の準備」「テストの〇つけ」「学年行事の打合せ」「生徒指導」「保護者対応」「家庭訪問」等多くの教育的とりくみは全て「**自発的勤務**」なのです！



給特法で残業が原則禁止されているにもかかわらず、無限定な「自発的勤務」が行われ、給特法が形骸化。

残業が行われているにもかかわらず、残業代が支払われないのが当たり前という地獄絵図。

**皆さんがどれほどバカにされているか！？**

**例えば**

月給25万円の教員の教職調整額は4%で1万円  
 教職調整額が10%になったとしても**2万5千円**

月給25万円の教員の時給は約1438円  
 毎日、残業を4時間するとして、  
 $1438円 \times 1.25 \times 4時間 \times 22日 = 15万8136円$   
 これが、あなたがもらうべき残業代なのです！！

- 「自発的勤務」というマジックワード  
 「給特法」というキレイゴト。  
 ・労働時間の規制は「自発的勤務」の名の下に吹き飛び、  
 残業代の支払いはわずかな調整手当で誤魔化される。



**教員よ！  
 もっと  
 怒り狂え！**

**完**

わからないこと・困ったことがあったら… 何でも気軽にお問い合わせください！



///JTU 北九州市教職員組合 〒802-0072 小倉北区東篠崎3丁目4-1  
 E-mail:jtuhokyu@lime.ocn.ne.jp 北九州教育会館 TEL(093)953-0381

